安心安全のため住宅を改修する方へ・・・

安心安全対策・住宅省エネ化リフォーム補助金



災害に備えた安心安全のまちづくりを促進するとともに、住

宅の維持費低減による生活環境の向上を目的に、町内の工事

請負業者を利用して行う工事について一部補助を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| **対象者** | ①　町内の住宅を工事する方②　町に住民登録し、居住している方、または、居住しようとする方③　該当工事において他制度の補助を受けていない方④　町税等を滞納がない方⑤　町内の工事請負業者を利用して行う方※所有者以外が居住している場合は、2親等以内の親族まで申請することができます。また、賃貸借契約のある場合は、所有者の同意書の添付により借主が申請することができます。 |
| **対象工事** | ① 住宅改修審査会で承認された工事② 対象経費が10万円以上の工事③ **申請年度内に完了する工事** |
| **必要書類** | ★事業計画書（理由、工事箇所、工期、改修内容等）★見積書（詳細が分かるもの）★補助対象工事を行う住宅の現状及び工事施工予定箇所の写真★工事計画図面（平面図及び立面図）○住宅地図等による位置図★住宅省エネ化リフォーム工事の場合は、リフォームする設備が既設の省エネ性能を上回ることがわかる書類○住民票（申請者等）○納税証明書（家屋の所有者及び申請者）○評価証明書（家屋）★工事請負業者が町内業者である旨の関係書類○所有者と申請者が異なる場合は所有者の同意書※申請者が賃貸契約者の場合は賃貸契約書も提出してください。○★その他町長が必要と認める書類　○・・・申請する方でご用意ください。　★・・・工事請負業者でご用意ください。 |
| **受付期間** | **令和7年2月14日（金）まで**※予算に限りがあり、年度途中でも受付を終了する場合があります。 |

|  |
| --- |
| **安心安全対策工事** |
| 万一家屋が倒壊しても一定の空間を確保する工事や、災害等によるブロック塀等の倒壊を未然に防ぐ除去工事が対象です。 |
| **対象工事** | 居室減災化工事 | 昭和56年5月31日以前に着工された住宅に、耐震シェルター、耐震ベッド等の設備及び構造の補強を行う工事 |
| ブロック塀等除去工事 | 住宅の敷地に存するブロック造、石造、またはれんが造の門・塀を除去する工事及び代替の施設（フェンス等）を設置する工事 |
| 屋外広告物除去工事 | 住宅に附随する屋外広告物を除去する工事 |
| **補助金額** | **補助率** | **1/2**（補助対象工事に要する経費に相当する金額） |
| **限度額** | **20万円**空き家情報バンク登録物件については上限が10万円加算されます |
|  |  |
| **省エネ化リフォーム工事** |
| ゼロカーボン推進の観点から、建物の省エネ化を推進する工事が対象となります。 |
| **対象工事** | 浴槽、台所（キッチン）洗面所、トイレ | 節水型、高断熱型等、現在設置されているものより省エネ性能が向上するもの |
| 床、天井 | その部屋が現在より断熱性能が向上するもの（断熱材の追加、床暖房の導入など） |
| 外壁、屋根 | 建物全体が現在より断熱性能が向上するもの（屋根材の変更、断熱塗料等による屋根、外壁の塗替えなど） |
| 窓、ドア | 現在より断熱性能が向上するもの（二重サッシの設置等） |
| **補助金額** | **補助率** | **1/10**（補助対象工事に要する経費に相当する金額） |
| **限度額** | **20万円**空き家情報バンク登録物件については上限が10万円加算されます |

※補助を受けるためには、申請書に必要書類を添えて事前に申請いただき、審査会で承認を得る必

要があります。決定前に工事をされた場合、補助の対象となりませんのでご注意ください。

審査会は月に1回行います。余裕をもって申請をお願いします。

審査会等日程については、町ＨＰでご確認いただくか、お問合せください。

産業振興課 商工係：0266-27-1111（内線274）